

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

契約して「失敗した」、「困った」と思つたら、
「過量販売解除・中途解約を！」

◎過量販売解除権

特定商取引法では、消費者が訪問販売で、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品・役務を購入する契約を結んだ場合、その分量を購入しなければならない特別の事情（「親戚に配る」など）がある場合を除き契約締結時より一年間は契約を解除することができます。

1回の契約だけでなく、複数回や複数業者による契約で過量となる場合も含みます。

■過量販売解除の効果

過量販売の解除の効果は、相手に通知が届いたときからです（到達主義）。通知は、一年以内に販売業者等に届く必要があります。

効果

効果は、①消費者の支払済みの代金は全額返金される。②商品を受け取っている場合は、事業者の負担で返品できま

るなど、クーリング・オフの場合と同じですが、過量販売解除の場合は、消耗品を使用していても、代金は請求されません。

■過量販売解除の通知方法

販売業者と、個別クレジット契約を利用している場合は、クレジット業者にも、内容証明郵便で通知しましょう。

◎中途解約権

■中途解約とは

契約期間内であれば、クーリング・オフ期間経過後でも将来に向かって途中で解約できる制度です。解約の理由は不要です。特定商取引法で定められています。

ただし、クーリング・オフとは違い、無条件で解約できるものではなく、一定の金額を負担する必要があります。どんな取引・契約でも中途解約ができるわけではなく、連鎖販売契約がでるわけではなく、連鎖販売契約が定められています。

■連鎖販売取引

連鎖販売取引では、連鎖販売契約を結んで販売組織に入会した消費者は、将来に向かっていつでも、その契約を中途解約して組織から退会できます。連鎖販売組織に入会してからは、引渡しを受けてから90日未満の未使用的商品があれば、一定の条件をみたせば

商品販売契約を解除し、その場合と同じですが、過量販売解除の場合は、消耗品を使用していても、代金は請求されません。

■特定継続的役務提供

クーリング・オフ期間経過後でも、理由のいかんを問わず、役務の提供を受けていない部 分について、違約金を支払うことでの中途解約することができます。ただし、この中途解約の効果は、「将来に向かって」解除できると規定されていますから、中途解約までに提供された役務の対価に相当する額については、消費者が負担することになります。

また、関連商品の販売契約についても中途解約できます。

中途解約の場合に、事業者が消費者に請求できる解約料の上限も定められています。

（エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）

※連鎖販売取引の商品の返品の条件、特定継続的役務提供の中途解約の場合の解約料の上限等について詳しくは、担当係にお問い合わせください。

トラブルに巻き込まれた
一人で悩まないで、産業
振興課水産林務商工グル
ブ消費生活相談窓口にご相
談ください。

（☎2-1-2455）

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬期間には沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が発生しています。

このような事故をなくすため、下記の点に注意するようにお願いいたします。

▶屋根の雪、氷、つらら等が道路に落ちる可能性がある沿道建物には、丈夫な雪の滑り止め等を設置するようにしてください。

▶既に雪止めが設置されている場合であっても、老朽化等による破損、針金等が古くなって錆び付いていると落氷雪事故が発生する恐れがありますので、雪が多くなる前に必ず点検し、悪いところがあれば早急に修繕するようにしてください。

▶落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度の時に発生しやすいという特徴があるため、気温の上昇や降雨のあったときは屋根の雪、氷、つらら等は早めに除去するとともに、雪下ろし等をする場合は、

歩行者や遊んでいる子供たちに十分注意するようにしてください。

▶屋根からの落氷雪があった場合は、すぐに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないよう処理してください。

▶交通事故及び交通傷害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

▶屋根の軒下の通行はできるだけ避けるようにし、どうしても通行しなければならないときは十分注意するようしてください。

▶軒下や道路では小さなお子さんを絶対に遊ばせないようにしてください。

▶ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷は早めに除去するようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。